

## 港区地球温暖化対策地域推進計画策定のための 基礎調査業務委託事業候補者選考方針

### 1 選考についての基本的事項

本業務の委託事業候補者は、次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1) 港区の地域特性及び地球温暖化対策における現状と課題を十分に理解していること。
- (2) 気候変動への技術的・専門的な知見を有し、現状と課題を踏まえた的確な情報整理と分析が可能で、技術的・専門的な内容について、円滑で分かりやすい資料調製とコミュニケーションができるものであること。
- (3) 区が目指すべき将来像を描き、それを実現する具体策を提案し、本業務内容を円滑かつ確実に履行できる事業者であること。

### 2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区地球温暖化対策地域推進計画策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

#### (1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。第二次審査に進む事業者については、提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査通過とします。

#### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査を通過した事業者に対し、企画提案内容に基づき、企画提案書等の補足説明及びプレゼンテーション並びに質疑応答により審査を実施します。

第二次審査の時間は1者当たり25分とします。うちプレゼンテーションを10分程度、質疑応答時間を15分程度とします。第二次審査への入場は2人までとし、説明は本業務の主な従事予定者に行っていただきます。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

### 3 審査項目及び評価の視点

#### (1) 第一次審査

評価項目	評価の視点
事業者及び業務従事予定者の業務実績	国又は都市部の自治体において、類似業務実績を有していること。
業務従事予定者の経歴及び専任性	技術的な助言が迅速に行える業務従事予定者を配置していること。

評価項目	評価の視点
業務従事予定者の配置計画	的確な業務遂行に必要な指揮命令系統・バックアップ体制が整っていること。
港区内の地域特性を踏まえた、港区内の気候変動の現状と課題について	港区内の自然的社会的条件等の地域特性を踏まえた、港区内の気候変動の現状と課題についての的確に把握していること。
区が地球温暖化対策を推進していく上での現状と課題について	区が地球温暖化対策を推進していく上での現状と課題について、持続可能な開発目標「SDGs」との関係性を十分に理解し、それに対する有効な取組を的確に整理できること。
区が目指すべき将来像と中期の削減目標達成に向けた対策の提案について	次期計画において区が目指すべき将来像を描くことができること。また、次期計画における将来像と区の削減目標の達成に向けた、区ならではの先進的な具体策の提案が可能であり、それらの内容が独創性に富んでおり期待が持てること。
仕様書（案）の実施方法よりも効率的・効果的と考える実施方法の提案と実施計画等について	本業務の目的を達成するために、仕様書（案）に記載する実施方法よりも効率的・効果的と考える実施方法について提案が可能であり、その実施方法について、手順、業務履行スケジュール及びそれらの進捗管理方法が具体的かつ的確であること。
本業務において特に重要と捉える点と具体的な取組について	次期計画策定に向け本業務の主要な業務内容を正しく理解し、その取組方法や考え方が具体的かつ適切であること。
見積価額及び内訳の妥当性	見積価額及び内訳は仕様書に対して適切であること。
ワーク・ライフ・バランスの推進状況について	次のうち、いずれかの認定を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業であること。</li> <li>・東京ワークライフバランス認定企業であること。</li> <li>・くるみん認定又はプラチナくるみん認定企業であること。</li> </ul>
事業者の参加資格	次のうち、いずれかによる参加であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内事業者であること。</li> <li>・区外事業者の場合は、区内事業者と共同による参加であること。</li> </ul>

(2) 第二次審査

評価項目	評価の視点
業務遂行・サポート体制及び業務の理解度と専門性	本業務に必要な業務遂行・サポート体制を継続的かつ確実に構築するとともに、技術的・専門的な知見のもと、区の指示に応じて適切かつ迅速に実施することができること。

評価項目	評価の視点
調査データの収集・整理及び分析並びに課題の抽出能力	本業務の目的達成に必要な調査データについて、収集・整理及び分析並びに課題の抽出ができるとともに、その活用が的確であること。
企画提案の実現性と具体性	区の目指すべき将来像を的確に描き、その実現のための対策について提案することが可能であり、それが実現性と具体性を備えていること。
分かりやすい円滑なコミュニケーション能力と表現力	地球温暖化等気候変動に係る技術的・専門的な内容について、専門家以外に対して分かりやすい円滑な説明と資料調製ができること。
業務への取組意欲	本業務の意義と有益性を十分に理解し、本業務の目的達成に向けた取組に意欲があること。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、総合点に占める評価点の60%を基準点(最低ライン)と設定します。

※配点については、次のとおりとします。

- ①第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1
- ②見積価格に対する配点は、第一次審査の合計評価点のおおよそ10%
- ③ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、第一次審査の合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点(小数点以下切上げ)
- ④区内事業者優遇措置として、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加するには、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加算(小数点以下切上げ)

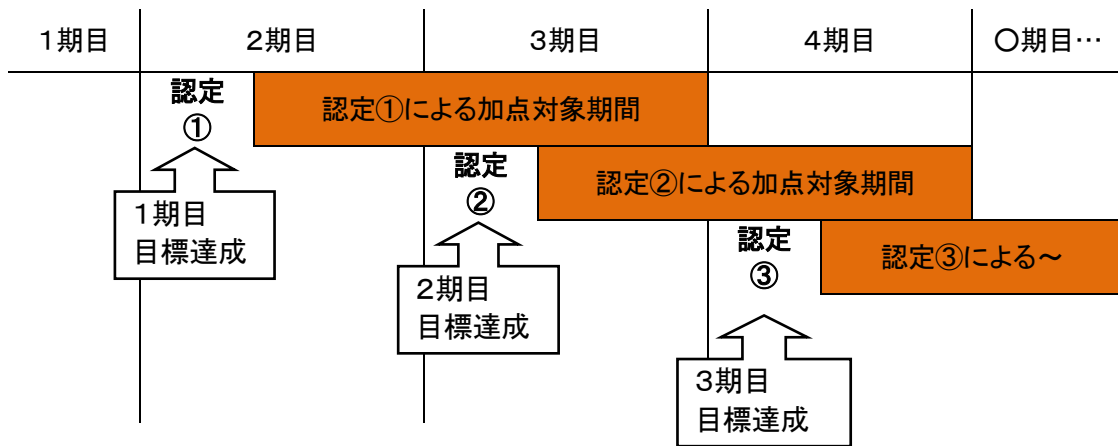
#### 4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。評価条件及び提出書類については、次のとおりです。

##### 【評価条件及び提出書類】

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都(産業労働局)が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること(次頁図参照)	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できる書類写し等
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



## 5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■区外事業者のみで参加申請する場合：

「第一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ① 共同事業体構成書
- ② 共同事業体協定書兼委任状
- ③ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）